

# 第1回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会 議事要旨

日時：平成28年3月29日(火) 13:30~15:20

場所：鶴見川流域センター 1階コミュニティールーム

出席委員：委員長	京都大学名誉教授	嘉門	雅史
委員	港北区連合町内会長	和泉	利政
委員	慶応大学 名誉教授	岸	由二
委員	横浜市 環境創造局 環境保全部 水・土壌環境課長	武田	正善 (代理)
委員	城郷地区連合町内会 会長	防後	優子
委員	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	細見	正明
委員	東京大学 環境安全センター 教授	山本	和夫

## 議 事

- 1) これまでの経緯
- 2) モニタリングデータの報告
- 3) 今後のモニタリング調査計画

## 議事要旨

- ・ 水質分析Bの結果、PCBやダイオキシン等の有害物質6項目については地下水水質への影響はないことから、現状の地下水環境は保全されていると理解するが、安全性を確実にするために、遮水壁内側である水-2、4、6について、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目を分析すること。  
結果に懸念が見られた場合には、遮水壁の外側も観測・分析し、今後の方向性について整理し委員に報告すること。
- ・ 分析方法を土壌汚染対策法の基準に合わせて土壌ガス濃度（ベンゼンのみ）を確認しておいた方がよい。
- ・ 今後のモニタリング調査計画（案）は、水-4の水質分析Bを追加し、遮水壁の効果も合わせて分析すること。  
ただし、今後2年間モニタリングを行って異常が無ければモニタリングを終了する。
- ・ 大規模地震等により一時保管施設の遮水性に問題が起きたことを想定して、対応策を検討しておくこと。
- ・ モニタリング結果については、HPで公開すると共に委員の方々には連絡する。

以上

# 第1回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会

## —議事次第—

日時 平成28年3月29（火） 13:30～15:30

場所 鶴見川流域センター 1階コミュニティールーム

1. 開会・挨拶
2. 委員会設立趣旨・規約・委員会名簿
3. 議事
  - 1) これまでの経緯
  - 2) モニタリングデータの報告
  - 3) 今後のモニタリング調査計画
4. 閉会

# 第1回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 出席者名簿

## 委員会委員

役割	所 属 ・ 部 署 ・ 役 職	氏 名
委員長	京都大学 名誉教授	嘉門 雅史
委員	港北区連合町内会 会長	和泉 利政
委員	慶應義塾大学 名誉教授	岸 由二
委員	横浜市 環境創造局 環境保全部 水・土壤環境課長	武田 正善 (代理)
委員	城郷地区連合町内会 会長	防後 優子
委員	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	細見 正明
委員	東京大学 環境安全研究センター 教授	山本 和夫

(50音順 敬称略)

## 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会 設立趣旨書

鶴見川多目的遊水地整備工事及び横浜市橋梁工事では、工事中にポリ塩化ビフェニル等の有害物質（以下、「PCB 等」という。）及び異物（木材、プラスチック、がれき類等）が混在している土砂（以下、「異物混入土」という。）が確認されたため、鶴見川及び鳥山川合流部付近に、外部へ拡散しないよう対策のうえ一時保管しました。その後、PCB 等の濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理を実施し、平成 25 年 6 月に完了しました。

処理完了から 2 年間経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壌環境の保全状況を確認するため、各専門家から構成される「鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会」を設立するものです。

# 「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」

## 規 約

### [名称]

第1条 この委員会の名称は「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」(以下「委員会」という)とする。

### [目的]

第2条 委員会は、鶴見川多目的遊水地内に設置されている、PCB等の異物混入土の一時保管施設について、濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理後2年間が経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壤環境の保全状況を確認することを目的とする。

### [委員会組織]

第3条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。

1. 委員長は京都大学 名誉教授 嘉門雅史とする。
2. 委員は、別表に掲げるものとする。
3. 委員会の書記は、事務局がこれにあたる。
4. 委員長は、必要と認めたとき2.に掲げる者以外の出席を求めることができる。

### [委員会の運営]

第4条 委員会は事務局により運営を行う。

### [事務局]

第5条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が行う。

### [その他]

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員会に諮って定めるものとする。

### [会議の公開]

第7条 別に定める委員会傍聴規定により傍聴するものとする。

### 附則

#### [施行期日]

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

**<別表> 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 委員名簿**

区 分	氏 名	所 属 ・ 部 署 ・ 役 職
委員長	嘉門 雅史	京都大学 名誉教授
委員	和泉 利政	港北区連合町内会 会長
委員	伊藤 秀明	横浜市 環境創造局 環境保全部長
委員	岸 由二	慶應義塾大学 名誉教授
委員	防後 優子	城郷地区連合町内会 会長
委員	細見 正明	東京農工大学大学院 工学研究院 教授
委員	山本 和夫	東京大学 環境安全研究センター 教授

※ 委員の掲載順は、50音順となっております。

## 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 傍聴規定

### (趣旨)

第1条 本規定は、鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

### (傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は受付の先着順により傍聴者を決定する。

### (傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 第3条により決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

### (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

### (写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

### (秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

### (その他)

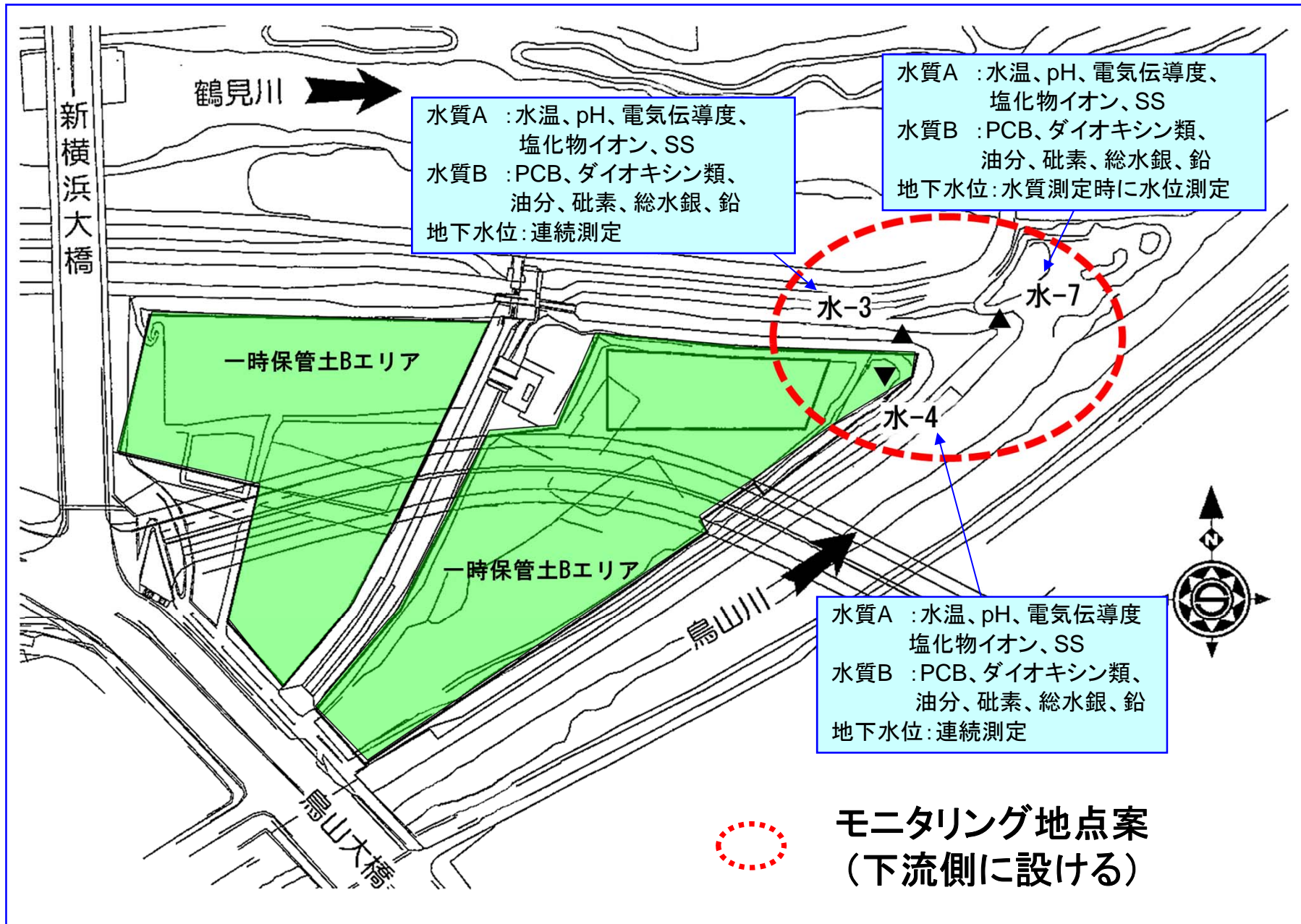
第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

#### (施行期日)

この規定は、平成28年3月29日から施行する。

# 今後のモニタリング調査計画(案) 位置図





## 今後のモニタリング調査計画(案)

### ■ 測定項目

モニタリング 項目 調査地点	水質分析A	水質分析B	地下水位
	水温、pH、電気伝導度、塩化物イオン、SS (以上5項目)	PCB、ダイオキシン類、 n-ヘキサン抽出物質 (油分)、砒素、総水銀、 鉛(以上6項目)	
一時保管施設の 外側の下流側(水-3)	○	○	連続測定
一時保管施設の 内側の下流側(水-4)	○	○	連続測定
一時保管施設の 下流側(水-7)	○	○	水-7の水質測定時 に水位測定

※1年に1回定期的に地下水の水質測定を行う(2月)

### ■ その他

- ・モニタリング調査で異常値が見られたり、環境条件の変化(洪水、大地震など)があった場合はモニタリング頻度や地点数を増やすなどして監視状況を強化する。
- ・モニタリングの測定結果については、国土交通省京浜河川事務所ホームページにより定期的に公表する。